

津野町空き家活用荷物整理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津野町補助金交付規則（平成17年規則第36号）第21条の規定に基づき、津野町空き家活用荷物整理補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、津野町内にある居住の用に供する建物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの。
- (2) 空き家バンクとは、津野町が空き家の登録を募り、空き家の利用希望者に物件情報を提供する制度

(補助目的)

第3条 津野町の空き家の活用や流通の促進を図るため、空き家の所有者等が行う空き家の荷物の処分に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、津野町内にある空き家の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 津野町暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員等
- (2) 町税等について滞納がある者（世帯員を含む）
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助を受けている者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の対象として町長が適当でないとする者

(交付の要件)

第5条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 個人が所有する、津野町内の空き家であること。
- (2) 所有者自身が居住するための空き家の荷物整理ではないこと。
- (3) 補助対象となる空き家が「津野町空き家バンク」に登録されていること、又は補助申請時に登録し、入居者を募集すること。
- (4) 土砂災害防止法（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内の空き家でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、一般廃棄物処理許可業者に依頼して行う空き家の荷物処分に要した経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 家電リサイクル料
- (2) 他の補助金等の交付対象となる経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内かつ10万円を限度とし、千円未満切り捨てとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行ない、補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(計画の変更)

第10条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更申請書(様式第2号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額を増額変更しようとするとき。
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (4) 事業内容の重要な部分に関する変更をしようとするとき。

(変更の決定)

第11条 町長は前条の規定による変更申請を受けた時は、これを審査し、適当であると認める場合は、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第 3 号)を補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は補助事業実施年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。

(確定通知)

第 13 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 14 条 補助対象者は、前条の補助金の確定通知を受けた日から起算して 7 日以内に、補助金請求書(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項により補助金請求を受けたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 町長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、前条第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部について、補助事業者に対し直ちに返還を命ずるものとする。

(調査等)

第 17 条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業

者に対し、書類の提出、報告を求めその他の調査をすることができる。

(整備保管)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした書類、帳簿等を備えるとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に津野町移住支援補助金交付要綱の規定により、補助金の交付決定を受けているものについては、なお従前の例による。